

京都市訓令甲第18号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第4条第1項表以外の部分中「技術監理室長」の右に「，下水道部長」を加え，「及び京北分室担当課長」を「，京北分室担当課長，下水道部管理課長及び下水道管路管理センター所長」に，「別表第1局長及び担当局長（環境政策局事業ごみ減量担当局長及び都市計画局建築技術担当局長を除く。）の項」を「別表第1局長及び担当局長（環境政策局事業ごみ減量担当局長，文化市民局スポーツ担当局長，保健福祉局介護・医療企画担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局土木技術担当局長を除く。）の項」に，「課長，総務事務センター長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策調整第一課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項」を「課長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策調整第一課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項」に改め，同項の表中「及び都市計画局建築技術担当局長」を「，文化市民局スポーツ担当局長，保健福祉局介護・医療企画担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局土木技術担当局長」に改め，「技術監理室長」の右に「及び下水道部長」を加え，

「

工事を担当する課長及び担当課長	地域事業課長，北部特環担当課長及び
課長，総務事務センター長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策調整第一課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長	京北分室担当課長

」

を

工事を担当する課長及び担当課長	地域事業課長，北部特環担当課長，京北分室担当課長，下水道部管理課長及び下水道管路管理センター所長
課長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策調整第一課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長	地域事業課長，北部特環担当課長及び京北分室担当課長

に改め，同条第2項中「上下水道局長」の右に「，総務部長」を加え，「及び監理課長」を「，料金・システム企画担当課長，営業所長，監理課長及び下水道部管理課長」に改める。
別表第2 上下水道局長の項の次に次の1項を加える。

総務部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。 (2) 1件賃料月額100,000円以下の普通財産の貸付けの決定及び契約に関する事。 (3) 無償又は1件賃料月額100,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。 (4) 1件20,000,000円以下の物品等の調達契約に関する事。ただし，財政担当局長が別に定める随意契約を除く。 (5) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関する事。ただし，財政担当局長が別に定める随意契約を除く。 (6) 1件10,000,000円以下の不動産の買収及び補償の決定及び契約に関する事。 (7) 1件1,000,000円以下の不用物品の売却及び交換契約に関する事。
------	--

別表第2 経営改革担当部長の項中第1号から第3号までを削り，第4号を第1号とし，第5号を第2号とし，第6号から第9号までを削る。

別表第2 用度課長の項の次に次の1項を加える。

料金・システム企画担当課長及び営業所長	(1) 1件100,000円以下の既納の使用料の還付に関すること。
---------------------	-----------------------------------

別表第2 監理課長の項を次のように改める。

監理課長	(1) 旅費の支出決定及びこれに係る支出命令に関すること。
下水道部管理課長	(1) 諸収入の徴収に関すること。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)